

第 1.4 版

2019 年 3 月 17 日

報告書インスタンス作成要領

東京証券取引所

2019 年 3 月 17 日

修正履歴

版数	改訂日	改訂内容概要
0.1	2013年3月29日	新規作成
0.2	2013年4月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ EDINET で提供される各種ガイドラインの日付を 2013 年 3 月 21 日に変更 ・ 「会社コード」 を 「銘柄コード」 に変更 ・ 「提出者拡張」 を 「提出者別」 に修正 ・ 図 1 の修正と差し替え ・ 米国基準及び IFRS のファイル名の規約を追加し、提出ファイル名例を修正
0.3	2013年5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミの追加に伴う修正 ・ DEI 入力項目の追記 ・ インライン XBRL のファイル分割単位、ファイル命名規約について追記
0.4	2013年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ DEI 「様式名」 の設定値についての記載を修正 ・ マニフェストの始まりについての記載を削除 ・ マニフェストファイルのファイル名の記載を修正
1.1	2013年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代 EDINET タクソノミの公表に伴い、参照ガイドラインの版数を変更
1.2	2013年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファイル名の先頭(7桁数値と6文字)の考え方を修正 ・ 5-6-7 DEI の設定 を修正 ・ 6-2-3-4 マニフェストファイルで使用する要素 を修正
1.3	2014年4月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙 1 財務諸表の分割単位(各様式別)について、各様式中に該当する財務諸表が存在しない場合の財表識別区分を追加
1.4	2019年3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙 1 財務諸表の分割単位(各様式別)について、IFRS に関する書類を必須に変更。また、IFRS 非連結に関する書類を追加

本書と金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」との関係

報告書インスタンスの作成要領は、提出者の作業負荷軽減を目的として「金融庁 EDINET に提出する報告書インスタンス」の作成ルールと極力共通化を図っております。

そこで、本文書は金融庁が公開している「報告書インスタンス作成ガイドライン（2013年（平成25年）8月21日）」（以下、「報告書インスタンス作成ガイドライン」という。）との違いを中心に記載します。「報告書インスタンス作成ガイドライン」と報告書インスタンスの作成ルールが同様となる箇所については、『金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします』と記載します。

また、「報告書インスタンス作成ガイドライン」で使用している一部の用語については当取引所の用語と読み替えてください。対象となる用語は次の通りです。

表 1 用語読替表

#	報告書インスタンス作成ガイドラインの用語	本書で使用する用語
1	開示書類等提出者	提出者
2	提出者別タクソノミ作成ガイドライン	提出者別タクソノミ作成要領
3	報告書インスタンス作成ガイドライン	報告書インスタンス作成要領

EDINET 向け報告書インスタンスとの差異概要

EDINET に提出する報告書インスタンスと TDnet に提出する報告書インスタンスとのガイドライン上の差異は以下のとおりです。

(1) 報告書インスタンスのファイル名

EDINET に提出する報告書インスタンスと区別するため、独自の報告書インスタンスファイル命名規約を規定しています。報告書インスタンスを保存する際には、ファイル命名規約に準拠したファイル名で保存することが必要となります。

(2) 提出者を特定するためのコード

EDINET では EDINET コードを使用していますが、当取引所に提出する報告書インスタンスでは短信サマリ同様 5 桁の証券コードを使用します。そのため、コンテキストの **entity** 要素のうち、**scheme**、**identifier** が EDINET での定義と異なります。また、提出者別タクソノミの名前空間 **URI**、名前空間プレフィックスの命名規約についても EDINET のものと異なります。

※5 桁の証券コードとは、銘柄コード(4 桁)+予備コード(1 桁)のコードを指し、予備コードには、**0** を指定してください。(例：銘柄コード'1000'の場合、5 桁の証券コードは、'10000'となります)

(3) 使用するコンテキスト ID

コンテキスト ID の命名規約そのものは EDINET と同じものを使用しますが、業務上、一部使用しないコンテキスト ID が存在します。

(4) DEI の設定

DEI そのものは EDINET と同じものを使用しますが、入力必須となる項目が異なります。

差異の凡例

本書では、「報告書インスタンス作成ガイドライン」との差異について、以下のように示すこととします。

- ・「報告書インスタンス作成ガイドライン」の当該記載内容が決算短信における開示の場合も適用される場合

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

- ・「報告書インスタンス作成ガイドライン」の当該記載内容が決算短信における開示の場合には適用されない場合

本章は決算短信における開示には該当しません。

はじめに

報告書インスタンス作成要領(以下「本書」という。)は、インライン XBRL (eXtensible Business Reporting Language) 形式による決算短信財務諸表部分 (以下、「報告書インスタンス」という。)を作成する上での要領を記載したものです。報告書インスタンスを作成する際には、原則として本書に従ってください。

➤ 前提となる文書

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

➤ 本書の適用範囲

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

➤ 略称

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

➤ 参考書類について

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

➤ EDINET の XBRL 作成ツールを利用する場合

本章は決算短信における開示には該当しません。

XBRL 作成ツール

本章は決算短信における開示には該当しません。

サンプルインスタンスの利用

本章は決算短信における開示には該当しません。

➤ 各種ガイドラインについて

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

目次

1	報告書インスタンスの概要	1
1-1	提出書類の全体像	1
1-1-1	提出者別タクソノミとは	2
1-1-2	報告書インスタンスとは	2
1-2	報告書インスタンスの作成単位	2
1-3	XBRL 対象様式	3
1-4	XBRL ファイルの作成について	3
1-5	マニフェストファイル	3
2	報告書インスタンスの作成プロセス	4
2-1	報告書インスタンスの作成の進め方	4
3	報告書インスタンス作成前の準備	5
3-1	報告書インスタンス作成前の準備	5
4	報告書インスタンスのファイル仕様	6
4-1	報告書インスタンスのファイル構成	6
4-1-1	ファイル構成例(1)	6
4-1-2	ファイル構成例(2)	6
4-2	報告書インスタンスのファイル名	7
4-2-1	表紙ファイル	7
4-2-2	本文ファイル	8
4-2-3	独立監査人の報告書ファイル	12
4-2-4	XBRL インスタンスファイル	12
4-3	利用可能な文字コードと文字	13
4-3-1	実体参照の入力	13
4-4	英語表記を入力する項目	13
5	報告書インスタンスの作成	14
5-1	XHTML 要素について	14
5-2	名前空間プレフィックスと名前空間 URI	14
5-3	タクソノミの参照	14
5-4	コンテキストの設定	14
5-4-1	コンテキスト ID の命名規約	14
5-4-2	エンティティ要素の設定	15
5-4-3	期間時点要素の設定	15
5-4-3-1	期首日開始時点のコンテキストの作成	15
5-4-3-2	決算期を変更した場合	15

5-4-4	シナリオ要素の設定.....	15
5-4-4-1	連結又は個別を表すシナリオ要素の設定.....	16
5-4-5	コンテキストの設定例.....	16
5-5	ユニットの定義.....	16
5-5-1	コンテキストの設定例.....	17
5-5-2	参照するユニットの設定.....	17
5-6	インライン XBRL ファイルの作成.....	17
5-6-1	インライン XBRL ファイルの規定及び禁止事項.....	17
5-6-1-1	DOCTYPE 宣言の禁止.....	17
5-6-1-2	インスタンス値の指定に関する規約.....	18
5-6-1-3	提出書類のレイアウトについて.....	18
5-6-1-4	項目の表示順序と提出者別タクソノミ.....	18
5-6-1-5	インスタンス値とデータ型について.....	18
5-6-1-6	表をタグ付けする際の注意点.....	18
5-6-2	数値を表現する要素.....	18
5-6-2-1	金額の入力及び設定.....	18
5-6-2-2	キャッシュ・フロー計算書の勘定科目の設定方法.....	19
5-6-2-3	「- (バー)」の設定.....	19
5-6-2-4	「△0 (マイナスゼロ)」の設定.....	19
5-6-2-5	比率の入力.....	19
5-6-3	数値以外の値を表現する要素.....	19
5-6-3-1	日付の入力.....	20
5-6-3-2	テキストブロック.....	20
5-6-3-3	文字列に XHTML タグを含める場合の設定.....	20
5-6-3-4	該当なしタグ.....	20
5-6-3-5	表に書式情報を設定する場合.....	20
5-6-4	Transformation Rule について.....	21
5-6-5	注記番号 (フットノートリンク) の設定.....	21
5-6-5-1	フットノートリンクの定義と参照.....	21
5-6-6	非表示情報の設定.....	21
5-6-6-1	DEI 及び表示しない値の定義.....	21
5-6-7	DEI の設定.....	22
6	マニフェストファイルの作成.....	27
6-1	マニフェストファイルの作成.....	27
6-2	マニフェストファイルの設定.....	27
6-2-1	ファイル名.....	27

6-2-2	使用する文字コード.....	27
6-2-3	使用する要素と構成.....	28
6-2-3-1	縦覧用提出書類本文のマニフェストファイルの構成例。.....	28
6-2-3-2	独立監査人の報告書のマニフェストファイルの構成例.....	28
6-2-3-3	マニフェストファイルに定義する内容.....	28
6-2-3-4	マニフェストファイルで使用する要素.....	28
6-2-4	マニフェストファイルを作成する際の注意事項.....	29
6-2-4-1	シリーズファンドにおける「ファンドの経理状況」の冒頭記載をまとめて記載する場合.....	29
6-2-4-2	シリーズファンドにおける「ファンドの経理状況」の冒頭記載をファンドごとに記載する場合.....	29
6-2-4-3	独立監査人の報告書を複数作成する場合.....	29
7	報告書インスタンスを作成する際の注意事項.....	30
7-1	シリーズファンドのインスタンス.....	30
7-2	株主資本等変動計算書等.....	30
7-3	外国会社の円貨併記の取扱い.....	30
7-4	表紙ファイル作成時の注意事項.....	30
7-5	有価証券届出書で次の四半期又は中間期を記載する場合のコンテキスト.....	30
7-6	「同上」、「同左」等の記載.....	30
7-7	詳細タグ付けの範囲及び方針.....	31
7-8	訂正報告時の提出ファイル.....	31

1 報告書インスタンスの概要

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

1-1 提出書類の全体像

EDINET タクソノミを拡張して決算短信財務諸表部分を XBRL 形式により提出する際は、「提出者別タクソノミ」、「報告書インスタンス」及び「マニフェストファイル」を作成します。提出者別タクソノミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイルの関係は図 1 のとおりです。

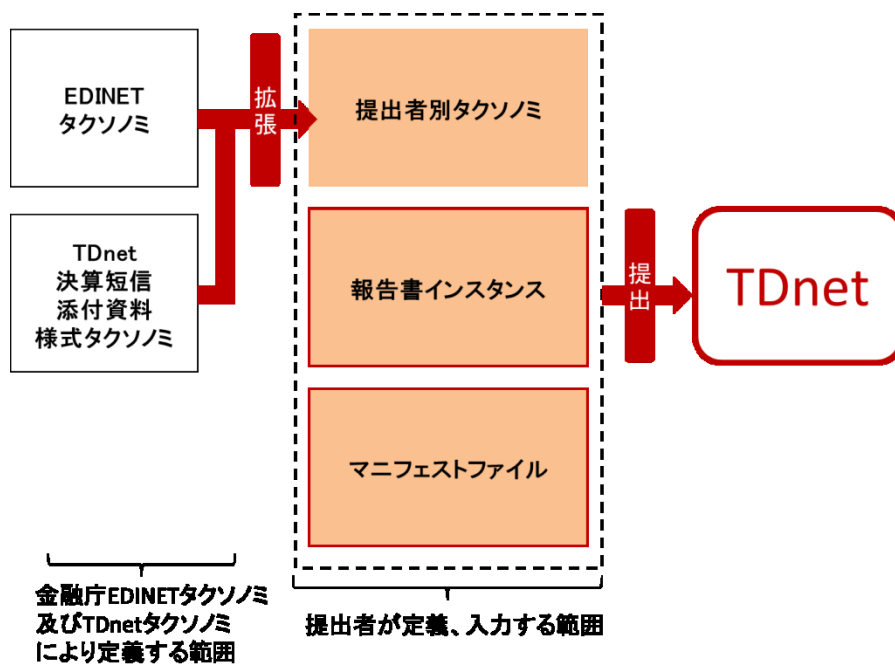


図 1 提出者別タクソノミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイルの関係

1-1-1 提出者別タクソノミとは

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

なお、TDnet への提出では、EDINET タクソノミに加えて「TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミ」をベースタクソノミとして提出者別タクソノミを作成します。

1-1-2 報告書インスタンスとは

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

1-2 報告書インスタンスの作成単位

報告書インスタンスの作成単位は、決算短信、四半期決算短信等の報告書の単位で作成します。提出者別タクソノミの作成単位も報告書ごとに一つであり、一つの報告書インスタンスは一つの提出者別タクソノミを参照します。

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

ただし、以下の内容については、EDINET と異なります。ご注意ください。

EDINET と異なる箇所：

シリーズファンドの開示書類を提出することは、TDnet においては該当しません。

1-3 XBRL 対象様式

XBRL の対象となる書類と関連する府令、規則等は、『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』を参照してください。

1-4 XBRL ファイルの作成について

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

ただし、以下の内容については、EDINET と異なります。ご注意ください。

EDINET と異なる箇所：

提出書類本文全体が XBRL 対象で財務諸表本表を含む場合と、画像ファイルが必要な提出書類の場合は、TDnet においては該当しません。

また、XBRL インスタンスファイルの自動作成は、TDnet においては該当しません。

1-5 マニフェストファイル

「マニフェストファイル」は、主に提出書類ファイル構成の情報を定義するファイルです。

2 報告書インスタンスの作成プロセス

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

2-1 報告書インスタンスの作成の進め方

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

ただし、以下の内容については、EDINET と異なります。ご注意ください。

EDINET と異なる箇所：

Step2 の4) 添付ファイル等の作成は、TDnet においては該当しません。

3 報告書インスタンス作成前の準備

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

3-1 報告書インスタンス作成前の準備

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

注意 インライン XBRL ファイル分割時の注意

インライン XBRL ファイルの分割単位については、「別表 1 財務諸表の分割単位」を参照してください。

4 報告書インスタンスのファイル仕様

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

4-1 報告書インスタンスのファイル構成

報告書インスタンスのファイル構成について説明します。TDnet におけるタグ付けは、EDINET における財務諸表本表のみタグ付けする場合に該当します。

報告書インスタンスには、提出者別タクソノミの参照、ユニットの定義、コンテキストの定義及び DEI を設定する必要があります。本表の一つ目のファイルに定義します。

本表一つ目のファイルイメージは、「報告書インスタンス作成ガイドライン」の「4-1-1 ファイル構成例(1)」を参照してください。二つ目以降のファイルイメージは、「4-1-2 ファイル構成例(2)」を参照してください。

4-1-1 ファイル構成例(1)

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

ただし、以下の内容については、EDINET と異なります。ご注意ください。

EDINET と異なる箇所：

提出書類本文全体をタグ付けする場合と、独立監査人の報告書ファイルの場合は、TDnet においては該当しません。

4-1-2 ファイル構成例(2)

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

ただし、以下の内容については、EDINET と異なります。ご注意ください。

EDINET と異なる箇所：

提出書類本文全体をタグ付けする場合は、TDnet においては該当しません。

4-2 報告書インスタンスのファイル名

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

注意 ファイル名設定時の注意

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

EDINET と異なる箇所：

提出書類本文全体をタグ付けする場合は、TDnet においては該当しません。

4-2-1 表紙ファイル

本章は決算短信における開示には該当しません。

4-2-2 本文ファイル

本文ファイルの命名規約は、次のとおりです。設定値を表2に示します。設定例を図2～図8に示します。

本文ファイルの命名規約：

{一意の7桁数値}-{財表識別区分}-tse-{報告書}[{報告書詳細区分}]-{証券コード}-{期末日}-{提出回数}-{提出日}-ixbrl.htm

表2 報告書インスタンスのファイル名の命名規約で用いられる値

#	項目	設定値	説明
1	{一意の7桁数値}	任意(7桁)	「ファイル名の先頭(7桁数値と6文字)の考え方」を参照してください。
2	{財表識別区分}	英数字(6文字)	
3	{報告書}	{期区分} {連結・非連結区分} {報告区分}	以下に記載する「{期区分} {連結・非連結区分} {報告区分}」から構成されます。
4	{期区分}	a	通期
5		s	特定事業会社第2四半期 / 中間期
6		q	四半期
7	{連結・非連結区分}	c	連結
8		n	非連結
9	{報告区分}	edjp	決算短信(日本基準)
		edus	決算短信(普通株式)(米国基準)
		edif	決算短信(普通株式)(IFRS) ※EDINETタクソノミを利用する場合
		edit	決算短信(普通株式)(IFRS) ※IFRSタクソノミを利用する場合
		rejp	決算短信(REIT)
		efjp	決算短信(ETF)
10	{報告書詳細区分}	fr	決算短信財務諸表部分

#	項目	設定値	説明
11	{証券コード}	貴社の証券コード (5桁)	証券コード協議会が保持する5桁の証券コード
12	{期末日}	YYYY-MM-DD	報告対象期間の期末日
13	{提出回数}	数値 (2桁)	「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。
14	{提出日}	YYYY-MM-DD	「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

条件

提出報告書：通期決算短信（連結、日本基準）

開示情報：適時開示（普通株式）

証券コード：00010

期末日：2014年3月31日

提出回数：初回提出

提出日：2014年5月1日

ファイル名

{一意の7桁数値}-{財表識別区分}-tse-acedjpfr-00010-2014-03-31-01-2014-05-01-ixbrl.htm

図2 報告書インスタンスのファイル名の例（1）

条件

提出報告書：第3四半期決算短信（非連結、日本基準）

開示情報：適時開示（普通株式）

証券コード：00020

期末日：2014年12月31日

提出回数：初回提出

提出日：2015年1月23日

ファイル名

{一意の7桁数値}-{財表識別区分}-tse-qnedjpfr-00020-2014-12-31-01-2015-01-23-ixbrl.htm

図3 報告書インスタンスのファイル名の例（2）

条件

提出報告書：第2四半期決算短信（連結、特定事業会社、日本基準）

開示情報：適時開示（普通株式）

証券コード：00030

期末日：2014年9月30日

提出回数：初回提出

提出日：2014年10月24日

ファイル名

{一意の7桁数値}-{財表識別区分}-tse-scedjpfr-00030-2014-09-30-01-
2014-10-24-ixbrl.htm

図4 報告書インスタンスのファイル名の例（3）

条件

提出報告書：通期決算短信（連結、米国基準）

開示情報：適時開示（普通株式）

証券コード：00040

期末日：2014年3月31日

提出回数：初回提出

提出日：2014年5月1日

ファイル名

{一意の7桁数値}-{財表識別区分}-tse-acedusfr-00010-2014-03-31-01-
2014-05-01-ixbrl.htm（米国基準、連結並びに個別財務諸表）

図5 報告書インスタンスのファイル名の例（4）

条件

提出報告書：通期決算短信（連結、IFRS）

開示情報：適時開示（普通株式）

証券コード：00040

期末日：2014年3月31日

提出回数：初回提出

提出日：2014年5月1日

ファイル名

{一意の7桁数値}-{財表識別区分}-tse-aceditfr-00040-2011-03-31-01-2011-05-01-ixbrl.htm（IFRS、連結財務諸表）

{一意の7桁数値}-{財表識別区分}-tse-acediffr-00040-2014-03-31-01-2014-05-01-ixbrl.htm（IFRS、個別財務諸表）

図 6 報告書インスタンスのファイル名の例（5）

条件

提出報告書：通期決算短信（連結、REIT）

開示情報：適時開示（普通株式）

証券コード：00010

期末日：2014年3月31日

提出回数：初回提出

提出日：2014年5月1日

ファイル名

{一意の7桁数値}-{財表識別区分}-tse-acrejpfr-00010-2014-03-31-01-2014-05-01-ixbrl.htm

図 7 報告書インスタンスのファイル名の例（6）

条件

提出報告書：通期決算短信（連結、ETF）

開示情報：適時開示（普通株式）

証券コード：00010

期末日：2014年3月31日

提出回数：初回提出

提出日：2014年5月1日

ファイル名

{一意の7桁数値}-{財表識別区分}-tse-acefjpfr-00010-2014-03-31-01-2014-05-01-ixbrl.htm

図 8 報告書インスタンスのファイル名の例（7）

ファイル名の先頭(7桁数値と6文字)の考え方

先頭の7桁数値については0000000以外の数値で任意ですが一意に設定する必要があります。また、報告書インスタンスをアップロードした際に作成されるインデックスファイルでは、先頭7桁数値の番号を昇順に並び替えて作成されることに留意してください。

6文字の財表識別区分（半角英数字）については、「別表1 財務諸表の分割単位」を参照してください。

本文ファイルの連番のつけ方について

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

4-2-3 独立監査人の報告書ファイル

本章は決算短信における開示には該当しません。

4-2-4 XBRL インスタンスファイル

本章は決算短信における開示には該当しません。

4-3 利用可能な文字コードと文字

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

4-3-1 実体参照の入力

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

4-4 英語表記を入力する項目

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5 報告書インスタンスの作成

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-1 XHTML 要素について

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

注意 XHTML ファイルを作成する場合

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-2 名前空間プレフィックスと名前空間 URI

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-3 タクソノミの参照

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-4 コンテキストの設定

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

注意 コンテキスト定義の注意点

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-4-1 コンテキスト ID の命名規約

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

コンテキストの選び方

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-4-2 エンティティ要素の設定

コンテキストのエンティティ(entity)要素は表2に準拠するものとします。

表 2 コンテキストのエンティティ要素の設定

#	項目	値
1	scheme	http://www.tse.or.jp/sicc
2	identifier	貴社の5桁の証券コード
3	segment	「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-4-3 期間時点要素の設定

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

注意 期間時点 (period) 要素を設定する場合の注意点

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-4-3-1 期首日開始時点のコンテキストの作成

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-4-3-2 決算期を変更した場合

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-4-4 シナリオ要素の設定

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

ただし、以下の内容については、EDINET と設定が異なります。ご注意ください。

EDINET と設定が異なる箇所：

エンティティ要素の設定については、5-4-2 エンティティ要素の設定にて読み替えます。

注意 表示項目にデフォルトのメンバー要素に対応する値を入力する場合

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-4-4-1 連結又は個別を表すシナリオ要素の設定

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-4-5 コンテキストの設定例

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

ただし、以下の内容については、EDINET と設定が異なります。ご注意ください。

EDINET と設定が異なる箇所：

エンティティ要素の設定については、5-4-2 エンティティ要素の設定にて読み替えます。

5-5 ユニットの定義

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-5-1 コンテキストの設定例

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

分母及び分子を用いたユニットを定義する場合

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-5-2 参照するユニットの設定

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6 インライン XBRL ファイルの作成

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

name 属性に指定する値

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-1 インライン XBRL ファイルの規定及び禁止事項

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-1-1 DOCTYPE 宣言の禁止

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-1-2 インスタンス値の指定に関する規約

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-1-3 提出書類のレイアウトについて

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-1-4 項目の表示順序と提出者別タクソノミ

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-1-5 インスタンス値とデータ型について

本章は決算短信における開示には該当しません。

5-6-1-6 表をタグ付けする際の注意点

本章は決算短信における開示には該当しません。

5-6-2 数値を表現する要素

本章は決算短信における開示には該当しません。

5-6-2-1 金額の入力及び設定

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

表示単位を指定した数値について

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

値が小数点を含む場合

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

負の値を意味する記号の記載

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-2-2 キャッシュ・フロー計算書の勘定科目の設定方法

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-2-3 「-（バー）」の設定

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-2-4 「△0（マイナスゼロ）」の設定

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-2-5 比率の入力

本章は決算短信における開示には該当しません。

5-6-3 数値以外の値を表現する要素

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

子要素の指定

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

データ型と escape 属性の指定

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-3-1 日付の入力

本章は決算短信における開示には該当しません。

5-6-3-2 テキストブロック

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

注意 テキストブロックと table タグ

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-3-3 文字列に XHTML タグを含める場合の設定

本章は決算短信における開示には該当しません。

5-6-3-4 該当なしタグ

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-3-5 表に書式情報を設定する場合

本章は決算短信における開示には該当しません。

5-6-4 Transformation Rule について

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

その他の Transformation Rule

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-5 注記番号（フットノートリンク）の設定

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

注意

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-5-1 フットノートリンクの定義と参照

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

フットノートリンクの設定

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-6 非表示情報の設定

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-6-1 DEI 及び表示しない値の定義

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-6-2 スキーマ参照の定義

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-6-3 ロールタイプ参照、アークロールタイプ参照、コンテキスト、単位の定義

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

5-6-7 DEI の設定

DEI は、「Document and Entity Information」の略で、提出書類の基本情報（Document Information）と提出者の基本情報（Entity Information）を含みます。決算短信利用者は、この DEI を確認することで、提出書類の基本情報を確認し、インスタンス情報に容易にアクセスできます。

DEI は、報告書で最初に出現するインライン XBRL ファイルの「ix:hidden 要素」内に設定します。また、DEI のコンテキスト ID は「FilingDateInstant」を利用します。DEI の設定に当たっては、表 3 を参照してください。また、入力が必要な項目、不要な項目等について、値を入力しない場合は xsi:nil 属性の値に「true」を指定する必要があります。

表 3 DEI の入力方法

#	項目	入力要否	入力方法
1	EDINET コード	◎	提出者の EDINET コードを入力します。 例：E99999
2	ファンドコード	○	提出ファンドのファンドコードを記載します。 例：G99999
3	証券コード	◎	「証券コード協議会」が付与する「銘柄コード」を5桁で表した値を入力します。提出者が「証券コード」を保持する場合は、入力必須です。
4	提出者名（日本語表記）	◎	提出者名を日本語で入力します。
5	提出者名（英語表記）	○	提出者名の英訳名を入力します。
6	ファンド名称（日本語表記）	◎	提出者のファンド名を日本語で入力します。 提出者名（日本語表記）と同じ場合にお

			いても、入力します。
7	ファンド名称（英語表記）	○	提出者のファンド名の英訳名を入力します。 ファンド名の英訳名がある場合は、入力必須です。
8	府令	×	内閣府令の区分は、決算短信にないため入力不要です。
9	様式	◎	提出書類の様式を記載します。「提出者別タクソノミ作成要領」の「別表1 財務諸表の分割単位」に記載された様式名を設定します。
10	会計基準	◎	米国基準に基づき連結財務諸表を作成している場合、「US GAAP」とします。IFRSに基づき連結財務諸表又は財務諸表を作成する場合、「IFRS」とします。日本基準に基づく連結財務諸表及び財務諸表（連結財務諸表を作成しない場合は日本基準の財務諸表のみ。）を作成する場合、「Japan GAAP」とします。該当しない場合はnilを設定します。
11	連結決算の有無	◎	連結決算がある場合は「true」、連結決算がない場合は「false」とします。該当しない場合はnilを設定します。
12	別記事業	◎	該当しない場合は、nilを設定します。 財務諸表が別記事業、商品先物取引業又は投資信託受益証券（以下「別記事業等」という。）の規則に基づかない場合は“CTE”とし、財務諸表（中間及び四半期を含む）が別記事業等の規則に基づく場合、建設業は“CNS”、銀行・信託業（中小企業等金融業及び農林水産金融業を含む。）は“BNK”、建設保証業は“CNA”、第一種金融商品取引業（有価証券関連業）は“SEC”、保険業は“INS”、鉄道事業は“RWY”、海運事業は“WAT”、高速道路事業は“HWY”、電気通信事業は“ELC”、電気事業は“ELE”、

			<p>ガス事業は“GAS”、資産流動化業は“LIQ”、投資運用業は“IVT”、投資業は“INV”、特定金融業は“SPF”、社会医療法人は“MED”、学校法人は“EDU”、商品先物取引業は“CMD”、投資信託受益証券は“FND”とします。</p> <p>複数併記する場合は、“,”で区切ることにします。例：商品先物取引業及び第一種金融商品取引業を併記する場合は「CMD, SEC」</p>
13	当事業年度開始日	◎	<p>継続開示書類における当事業年度の「開始年月日」を記載します。</p> <p>例：12ヶ月決算の2012年3月期決算の場合は「2011-04-01」</p>
14	当会計期間の種類	◎	<p>継続開示書類における当会計期間の「通期(FY)、中間期(HY)、第n四半期(Qn)」の別を入力します。</p> <p>例：2012年3月期決算有報の場合は「FY」</p>
15	当事業年度終了日	◎	<p>継続開示書類における当事業年度の決算日を入力します。XBRL対象の連結財務諸表又は財務諸表がある場合、入力必須です。</p> <p>例：12ヶ月決算の2012年3月期決算の場合は「2012-03-31」</p>
16	前事業年度開始日	○	<p>継続開示書類における前事業年度の「開始年月日」を記載します。比較会計年度がある場合、入力必須です。</p> <p>例：12ヶ月決算の2012年3月期決算の場合は「2010-04-01」</p>
17	比較対象会計期間終了日	○	<p>継続開示書類における前事業年度同会計期間の「終了年月日」を記載します。比較会計年度がある場合、入力必須です。</p> <p>例：12ヶ月決算の2012年3月期決算の場合は「2011-03-31」</p>
18	前事業年度終了日	○	<p>継続開示書類における前事業年度の決算日を記載します。比較会計年度がある場</p>

			合、入力必須です。当事業年度が設立初年度で、前事業年度が存在しない場合は、当事業年度開始日の前日を記載します。 例：12ヶ月決算の2012年3月期決算の場合は「2011-03-31」
19	次の事業年度開始日	×	決算短信では入力不要です。
20	次の四半期又は中間期の会計期間終了日	×	決算短信では入力不要です。
21	提出回数	◎	EDINETにおける提出回数ではなく、TDnetにおける提出回数とします。当初提出時は「1」、1回目の訂正は「2」、2回目以上の訂正は順次連番として記載します。
22	訂正の有無	◎	EDINETにおける訂正ではなく、TDnetにおける訂正とします。訂正提出時は「true」、当初提出時は「false」とします。
23	訂正対象書類の書類管理番号	×	決算短信では入力不要です。
24	記載事項訂正のフラグ	◎	EDINETにおける訂正ではなく、TDnetにおける訂正とします。公衆の縦覧に供されている内容を訂正する場合は「true」、それ以外は「false」とします。
25	XBRL 訂正のフラグ	◎	EDINETにおける訂正ではなく、TDnetにおける訂正とします。公衆の縦覧に供されている内容を訂正せずXBRLを訂正する場合は「true」、それ以外は「false」とします。

- ◎：必須入力項目
- ：条件付必須入力項目
- △：任意入力項目
- ×：入力不要項目

5-6-7-1 シリーズファンドの場合

本章は決算短信における開示には該当しません。

5-6-7-2 大量保有報告書の DEI の設定

本章は決算短信における開示には該当しません。

5-6-7-3 第 2 四半期報告書に中間連結財務諸表及び中間財務諸表を記載する場合

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

6 マニフェストファイルの作成

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

6-1 マニフェストファイルの作成

「提出者別タクソノミファイル」と「報告書インスタンスファイル」の作成後、最後に「マニフェストファイル」を作成します。マニフェストファイルは、**Attachment** フォルダに格納されている提出書類ファイルの全体構成に係る情報を定義しておくファイルです。マニフェストファイルは、次の図9のように提出書類ファイルの格納される **Attachment** フォルダに一つ作成します。

```
Attachment
├ manifest.xml
├ .
├ .
├ .
└ .
```

図9 マニフェストファイルの格納イメージ

6-2 マニフェストファイルの設定

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

6-2-1 ファイル名

マニフェストファイルのファイル名は次のとおりです。

マニフェストファイルの命名規約：

manifest.xml

6-2-2 使用する文字コード

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

6-2-3 使用する要素と構成

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

6-2-3-1 縦覧用提出書類本文のマニフェストファイルの構成例。

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

注意

本章は決算短信における開示には該当しません。

6-2-3-2 独立監査人の報告書のマニフェストファイルの構成例

本章は決算短信における開示には該当しません。

6-2-3-3 マニフェストファイルに定義する内容

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

EDINET と設定が異なる箇所：

「(B) 目次の差し込み位置」は、TDnet においては該当しません。

注意 目次の差し込み位置を指定する際の注意点

本章は決算短信における開示には該当しません。

6-2-3-4 マニフェストファイルで使用する要素

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

EDINET と設定が異なる箇所：

属性値は、決算短信の値となることに注意してください。

- 要素名 **title** の値は、例えば、日本語の場合「決算短信添付資料」、英語の場合“Earnings digest attached document”となります。

- 要素 **item** の **extrole** 属性の値は、TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミの拡張リンクロールとなります。
- 要素 **instance** の **type** 属性の値は、“Attachment”となります。

6-2-4 マニフェストファイルを作成する際の注意事項

本章は決算短信における開示には該当しません。

6-2-4-1 シリーズファンドにおける「ファンドの経理状況」の冒頭記載をまとめて記載する場合

本章は決算短信における開示には該当しません。

6-2-4-2 シリーズファンドにおける「ファンドの経理状況」の冒頭記載をファンドごとに記載する場合

本章は決算短信における開示には該当しません。

6-2-4-3 独立監査人の報告書を複数作成する場合

本章は決算短信における開示には該当しません。

7 報告書インスタンスを作成する際の注意事項

本章は決算短信における開示には該当しません。

7-1 シリーズファンドのインスタンス

本章は決算短信における開示には該当しません。

7-2 株主資本等変動計算書等

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

7-3 外国会社の円貨併記の取扱い

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

7-4 表紙ファイル作成時の注意事項

本章は決算短信における開示には該当しません。

7-5 有価証券届出書で次の四半期又は中間期を記載する場合のコンテキスト

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

7-6 「同上」、「同左」等の記載

本章は決算短信における開示には該当しません。

7-7 詳細タグ付けの範囲及び方針

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

7-8 訂正報告時の提出ファイル

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

EDINETより取り込む財務諸表の分割単位	2019/3/31 以前	2019/4/1 以降		財務 識別区分
通期第1号様式 [日本基準] (連結) ※1計算書方式の場合				
◆連結貸借対照表	必須	必須		acbs01
◆連結損益及び包括利益計算書	必須	必須		acpc01
◆連結株主資本等変動計算書	必須	必須		acss01
◆連結キャッシュ・フロー計算書	必須	必須		acff01
◆貸借対照表	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anbs01
◆損益計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anpl01
◆株主資本等変動計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anss01
◆キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	ancf01
通期第1号様式 [日本基準] (連結) ※2計算書方式の場合				
◆連結貸借対照表	必須	必須		acbs01
◆連結損益計算書	必須	必須		acpl01
◆連結包括利益計算書	必須	必須		acci01
◆連結株主資本等変動計算書	必須	必須		acss01
◆連結キャッシュ・フロー計算書	必須	必須		acff01
◆貸借対照表	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anbs01
◆損益計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anpl01
◆株主資本等変動計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anss01
◆キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	ancf01
通期第2号様式 [日本基準] (非連結)				
◆貸借対照表	必須	必須		anbs02
◆損益計算書	必須	必須		anpl02
◆株主資本等変動計算書	必須	必須		anss02
◆キャッシュ・フロー計算書	必須	必須		ancf02
通期第3号様式 [IFRS] (連結) ※1計算書方式の場合				
◆連結財政状態計算書	任意	必須		acbs03
◆連結包括利益計算書	任意	必須		acpc03
◆連結持分変動計算書	任意	必須		acss03
◆連結キャッシュ・フロー計算書	任意	必須		acff03
◆貸借対照表	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anbs03
◆損益計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anpl03
◆株主資本等変動計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anss03
◆キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	ancf03
通期第3号様式 [IFRS] (連結) ※2計算書方式の場合				
◆連結財政状態計算書	任意	必須		acbs03
◆連結損益計算書	任意	必須		acpl03
◆連結包括利益計算書	任意	必須		acci03
◆連結持分変動計算書	任意	必須		acss03
◆連結キャッシュ・フロー計算書	任意	必須		acff03
◆貸借対照表	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anbs03
◆損益計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anpl03
◆株主資本等変動計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anss03
◆キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	ancf03
通期[IFRS] (非連結) *1計算書方式				
◆財政状態計算書	-	必須		anbs53
◆包括利益計算書	-	必須		ancl53
◆持分変動計算書	-	必須		anss53
◆キャッシュ・フロー計算書	-	必須		ancf53
通期[IFRS] (非連結) *2計算書方式				
◆財政状態計算書	-	必須		anbs53
◆損益計算書	-	必須		anpl53
◆包括利益計算書	-	必須		ancl53
◆持分変動計算書	-	必須		anss53
◆キャッシュ・フロー計算書	-	必須		ancf53
通期第4号様式 [米国基準] (連結)				
◆貸借対照表	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anbs04
◆損益計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anpl04
◆株主資本等変動計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anss04
◆キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	ancf04
四半期第1号様式 [日本基準] (連結) ※1計算書方式の場合				
◆四半期連結貸借対照表	必須	必須		qcb01
◆四半期連結損益及び包括利益計算書 (四半期連結累計期間)	必須	必須		qcpc11
◆四半期連結損益及び包括利益計算書 (四半期連結会計期間)	任意	任意		qcpc21
◆四半期連結キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※開示する場合は必須	qcfc01
四半期第1号様式 [日本基準] (連結) ※2計算書方式の場合				
◆四半期連結貸借対照表	必須	必須		qcb01
◆四半期連結損益計算書 (四半期連結累計期間)	必須	必須		qcpl11
◆四半期連結損益計算書 (四半期連結会計期間)	任意	任意		qcpl21
◆四半期包括利益計算書 (四半期連結累計期間)	必須	必須		qccl11
◆四半期包括利益計算書 (四半期連結会計期間)	任意	任意		qccl21
◆四半期連結キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※開示する場合は必須	qcfc01

EDINETより取り込む財務諸表の分割単位	2019/3/31 以前	2019/4/1 以降		財務 識別区分
四半期第2号様式 [日本基準] (非連結)				
◆四半期貸借対照表	必須	必須		qnbs02
◆四半期損益計算書 (四半期累計期間)	必須	必須		qnpl12
◆四半期損益計算書 (四半期会計期間)	任意	任意		qnpl22
◆四半期キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※開示する場合は必須	qncf02
四半期第3号様式 [IFRS] (連結) ※単一の要約計算書の場合				
◆要約四半期連結財政状態計算書	任意	必須		qcf03
◆要約四半期連結包括利益計算書 (四半期連結累計期間)	任意	任意		qcci13
◆要約四半期連結包括利益計算書 (四半期連結会計期間)	任意	任意		qcci23
◆要約四半期連結持分変動計算書	任意	必須		qcss03
◆要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書	任意	必須	※開示する場合は必須	qccf03
四半期第3号様式 [IFRS] (連結) ※要約分離損益計算書及び要約包括利益計算書の場合				
◆要約四半期連結財政状態計算書	任意	必須		qcf03
◆要約四半期連結損益計算書 (四半期連結累計期間)	任意	必須		qcpl13
◆要約四半期連結損益計算書 (四半期連結会計期間)	任意	任意		qcpl23
◆要約四半期連結包括利益計算書 (四半期連結累計期間)	任意	必須		qcci13
◆要約四半期連結包括利益計算書 (四半期連結会計期間)	任意	任意		qcci23
◆要約四半期連結持分変動計算書	任意	必須		qcss03
◆要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書	任意	必須	※開示する場合は必須	qccf03
四半期(IFRS) (非連結) *1計算書方式				
◆要約四半期財政状態計算書	-	必須		qnfs53
◆要約四半期包括利益計算書 (四半期連結累計期間)	-	必須		qnci63
◆要約四半期包括利益計算書 (四半期連結会計期間)	-	任意		qnci73
◆要約四半期持分変動計算書	-	必須		qnss53
◆要約四半期キャッシュ・フロー計算書	-	必須	※開示する場合は必須	qncf53
四半期(IFRS) (非連結) *2計算書方式				
◆要約四半期財政状態計算書	-	必須		qnfs53
◆要約四半期損益計算書 (四半期連結累計期間)	-	必須		qnpl63
◆要約四半期損益計算書 (四半期連結会計期間)	-	任意		qnpl73
◆要約四半期包括利益計算書 (四半期連結累計期間)	-	必須		qnci63
◆要約四半期包括利益計算書 (四半期連結会計期間)	-	任意		qnci73
◆要約四半期持分変動計算書	-	必須		qnss53
◆要約四半期キャッシュ・フロー計算書	-	必須	※開示する場合は必須	qncf53
四半期第4号様式 [米国基準] (連結)				
				-
				-
四半期第5号様式 [日本基準] (連結) (特定2Q) ※1計算書方式の場合				
◆中間連結貸借対照表	必須	必須		scbs05
◆中間連結損益及び包括利益計算書	必須	必須		scpc05
◆中間連結株主資本等変動計算書	必須	必須		scss05
◆中間連結キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※開示する場合は必須	scff05
◆中間貸借対照表	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	snbs05
◆中間損益計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	snpl05
◆中間株主資本等変動計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	sns05
◆中間キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	sncf05
四半期第5号様式 [日本基準] (連結) (特定2Q) ※2計算書方式の場合				
◆中間連結貸借対照表	必須	必須		scbs05
◆中間連結損益計算書	必須	必須		scpl05
◆中間連結包括利益計算書	必須	必須		sccl05
◆中間連結株主資本等変動計算書	必須	必須		scss05
◆中間連結キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※開示する場合は必須	scff05
◆中間貸借対照表	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	snbs05
◆中間損益計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	snpl05
◆中間株主資本等変動計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	sns05
◆中間キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	sncf05
四半期第6号様式 [日本基準] (非連結) (特定2Q)				
◆中間貸借対照表	必須	必須		snbs06
◆中間損益計算書	必須	必須		snpl06
◆中間株主資本等変動計算書	必須	必須		sns06
◆中間キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※開示する場合は必須	sncf06
四半期第7号様式 [IFRS] (連結) (特定2Q) ※単一の要約計算書の場合				
◆要約中間連結財政状態計算書	任意	必須		scf07
◆要約中間連結包括利益計算書	任意	必須		sccl07
◆要約中間連結持分変動計算書	任意	必須		scss07
◆要約中間連結キャッシュ・フロー計算書	任意	必須	※開示する場合は必須	scff07
◆中間貸借対照表	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	snbs07
◆中間損益計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	snpl07
◆中間株主資本等変動計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	sns07
◆中間キャッシュ・フロー計算書	-	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	sncf07

EDINETより取り込む財務諸表の分割単位	2019/3/31 以前	2019/4/1 以降		財務 識別区分
四半期第7号様式 [IFRS] (連結) (特定2Q) ※要約分離損益計算書及び要約包括利益計算書の場合				
◆要約中間連結財政状態計算書 ◆要約中間連結損益計算書 ◆要約中間連結包括利益計算書 ◆要約中間連結持分変動計算書 ◆要約中間連結キャッシュ・フロー計算書 ◆中間貸借対照表 ◆中間損益計算書 ◆中間株主資本等変動計算書 ◆中間キャッシュ・フロー計算書	任意 任意 任意 任意 任意 必須 必須 必須 -	必須 必須 必須 必須 必須 必須 必須 必須	※開示する場合は必須 ※個別業績の開示をしない場合は不要 ※個別業績の開示をしない場合は不要 ※個別業績の開示をしない場合は不要	scfs07 scpl07 scci07 scss07 sccf07 snbs07 snpl07 snss07 sncc07
REIT様式 (通期)				
◆貸借対照表 ◆損益計算書 ◆投資主資本等変動計算書 ◆金銭の分配に係る計算書 ◆キャッシュ・フロー計算書	必須 必須 必須 必須 必須	必須 必須 必須 必須 必須		arbs01 arpl01 arss01 ards01 arcf01
REIT様式 (中間期)				
◆中間貸借対照表 ◆中間損益計算書 ◆中間投資主資本等変動計算書 ◆中間キャッシュ・フロー計算書	必須 必須 必須 必須	必須 必須 必須 必須		srbs01 srpl01 srss01 srcf01
ETF様式 (通期)				
◆貸借対照表 ◆損益及び剰余金計算書	必須 必須	必須 必須		aeps01 aepl01
ETF様式 (中間期)				
◆中間貸借対照表 ◆中間損益及び剰余金計算書	必須 必須	必須 必須		sebs01 sepl01
財務諸表の分割単位に該当する財務識別区分が存在しない場合は、以下を設定して下さい。 ◆各様式中に該当する財務諸表が存在しない場合	任意	任意		xxxx01,00 _{注2}
※1：x(エックス) ※2：一覧の各様式中に記載のない資料を複数提出する場合、下2桁の数値部分を変更し、提出を行ってください。(例：xxxx00,xxxx01)				